

看護の倫理と Professionalism

平野 亙 Wataru Hirano, PhD

大分県立看護科学大学 広域看護学講座 保健管理学 Oita University of Nursing and Health Sciences

2002年2月6日投稿, 2002年3月1日受理

キ - ワ - ド

倫理、profession、責任、権利と義務、専門性

Key words

ethics, profession, responsibility and accountability, rights and duties, professionalism

1. 倫理ということば

倫理ということばは、西洋哲学においては「習俗に基盤をおき、習俗・法律・宗教等と一面では共通するが、他面では異なる個人的・社会的行動の規律・規範」、東洋哲学では、「人倫の理法。倫は一まとめ・一グル - プの人を意味し、理はその理法条理である」とされている(山崎・市川, 1970)。また和辻哲郎は、「個人的道徳観念ではなく、人間関係に係わる物事の道筋」と述べている(和辻, 1934)。

2. Profession の意味

日本語で専門職と呼ばれる語、professionは、profess という動詞を語源とし、その意味は、英和辞書によれば、「公言する、告白する。宣誓して宗門に入る。職とする。」となっている。転じて profession とは、誓いを立てる職業として神学・法学・医学の3職業を指すようになり、やがて「(頭脳を用いる)専門的職業、知的職業」という意味になる。

専門職の要件として、以下の3点があげられている(医療倫理 Q&A 刊行委員会, 1998)。

- ・職務を理論的に基礎づける科学的知識の体系をもつ
- ・専門化された教育制度、研究機関をもつ
- ・社会の付託に応え得るような倫理綱領をもつ

このうち、倫理綱領の必要性は、職務の重大性と行動規範の必要性に由来する。すなわち、profession と呼ばれる職種は、その行為が相手にとって重大な影響ないし結果をもたらすために重い責任を負うと考えられる(だから profess が必要であった)からであり、高度の知識や技術を駆使する職種であるがゆえに、一定の「裁量」を必要とするからである。

3. 責任とは何か

「責任」ということばの意味を考えてみたい。「広辞苑」によれば「責任」には2つの意味があり、「(1)〔莊子 天道〕人が引き受けてなすべき任務。(2) 政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責・科。法律上の責任は、主として対社会的な刑事責任と主として対個人的な民事責任とに大別され、それぞれ一定の制裁を伴う。」とある。

ふつう責任とは、英語の responsibility をさす。これは、respond すなわち「応答する、返答する。応酬する、感応・反応する」という意味から、「(法)責任を果たす、賠償する」に転化した言葉であり、主として自らの行為に対して何らかの責めを負うという、事後的かつ「因果応報」的な意味で使われている。

ところで、我々はしばしば「責任をとる」とか「責任をもつ」というが、その意味するところは何であろうか? 責めを負うという、上述の responsibility の意味で使われることが多いように思われるが、責任をとるとは、「結果を引き受ける」という意味でもある。では、我々が「結果を引き受ける」ことができるのは、どのような場合か? 結果が自分に跳ね返ってくる場合(すなわち response)に限られるだろう。したがって、人が責任をとることができるのは、自己の処遇に限定されるということができる。他者に対してできることは、せいぜい謝罪と賠償、そして失敗を繰り返さないことくらいであろう。

ここで、医療・看護職の責任について考えてみると、生命現象に介入するという行為には、結果の不可逆性と結果の重大性という2つの特徴があり、多くの場合、いわゆる「取り返しのつかないこと」になる。そして医療・看護サ - ビスの結果は、すべて患者の心

身に起きる。そのことについて、医師や看護婦が結果を引き受けることは、事実上不可能である。つまり、事後的に「責めを負う」ほかには、責任をとることができないのである。そして、「責任がとれないから倫理が発生する」(最首, 1998)。

責任にはもう一つの形態がある。Accountabilityである。これは説明責任と訳されるが、accountすなわち「計算書、勘定書、見積書。(委託された金などの)使途(処置)を明細に説明(報告)する」という語から派生し、「(行為などの)理由の説明をする責任がある」という意味で用いられている。具体的には、行為のプロセスに責任を負うという意味の責任である。我々は、他人になした行為について、その結果には、真に責任を負うことができない。だからこそ、個々の行為のプロセスに対して責任が発生する、と考えるべきなのであり、医療・看護職においては、とくにaccountabilityが重要な意味を持つ。

責任には、さらに法的責任とよばれるものもある。医療・看護職の場合には、法の規定が多く、たとえば看護婦(士)の「業務」は、保健婦助産婦看護婦法により、診療の補助および療養上の世話と規定されている(具体的な内容については議論がある)。また看護婦(士)、保健婦(士)の「守秘義務」は、刑法134条「秘密漏洩罪」の規定から外れており、母体保護法や結核予防法などで個別に規定されるのみであったが、2001年、保健婦助産婦看護婦法の改正により、守秘義務規定が追加された(42条の2)。

3. 専門職の倫理

専門職の倫理というとき、古くは「職業倫理」を指した。すなわちprofessionがprofessすべき事柄であり、職務や同業者に対する責務をその内容とした。もっぱら、行為者(サ-ビス提供者)からの視点にたつ規範であった。

今日、専門職の倫理は、「行動規範」すなわち「意思決定のル-ル」を指す。これは、一定条件下における最適行動の原則であり、医療・看護においては「患者の権利」が、その行動規範の外的基準となる。

前章で法的責任について触れたが、倫理と法の関係についても考えておく必要があるだろう。法は、社会規範を明示し、制度化したものであり、倫理はその上位概念である。法は、倫理規範を実定化し、強制力を持たせたものといってもよい。したがって、一部にある「倫理は法制化になじまない」という発言は、倫理の意義を矮小化した詭弁であることに留意する必要

がある。

4. 権利と義務

「権利」とは、ある人に備わっているもので、他者に対して義務を生じさせるものをいい、「権利がある」とは、それに対する要求が正当であることをいう。そして、権利は社会における個人間の関係において発生するが、権利を実現するのは、「義務」の存在である。

権利のうち、法により規定されたものを法的権利といい、これは法により義務が制度化されるために、強固な権利となる。権利-義務関係は、人と人の間に(社会的に)成立するもので、一人で成り立つものではない。また、権利は本人が負うべき義務とは無関係に生じることに注意する必要がある。権利と義務の関係を端的に示すのは、義務教育という言葉である。義務教育の「義務」は誰が負うのか、実際にはかなりの誤解が生じている。義務を負うのは、子どもではなく、社会や親である。子どもの教育を受ける「権利」を確立するため、社会や親が、教育を受けさせる「義務」を負う。これが義務教育の意味である。また、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という規定は、国民の権利と国家の義務を並列して述べており、権利-義務関係を明確に示したものである。

5. 看護の倫理

看護職の倫理原則には、「日本看護協会 看護婦の倫理規定」や「ICN看護の倫理規定」が知られているが、これらは職業倫理的色彩が濃厚であり、具体的な行動規範が必要となるであろう。では、看護職の行動規範とはどのようなものであろうか。

臨床における意思決定の場面を考えてみよう。看護婦が意思決定に参画する場面として、まず考えられるのは、チ-ム医療のスタッフとして、医師と異なる視点からの判断を提示する場合であり、さらには患者-家族の権利擁護者としての行動が考えられる。また、固有の看護サ-ビス提供者としては、看護計画の作成や看護過程の実践そのものが意思決定のプロセスであり、看護臨床の場面で、多くの意思決定がなされている。そのような場面で、「患者の権利」を外的基準とする行動規範が必要とされる。

6. 看護の専門性

看護職は、compassion（共感）を旗印に掲げた専門職であるというのが、看護職が真に専門職として認知されるためには、いくつかの条件があると思われる。まず第1に「裁量」が認められなければならない。医師などは、高度な専門的判断を必要とするために一定の裁量が認められており、また裁量がないと実際の診療行為は成り立たない。なお、裁量とは、業務（サビス）遂行上の必要事項であり、専門職の責務である。恣意的に患者の権利を制限あるいは侵害できるような権限ではない。

第2に、「責任」である。看護職が自ら背負うべき責任とは何かということであり、換言すれば、看護職にしかできない職務とは何かということである。社会からどのような役割を要請されているのか、そして看護職はどのような義務を負うのか、明確にする必要があると考えられる。その際、最近の保健婦助産婦看護婦法の改正、すなわち守秘義務の追加と、看護「師」、保健「師」という用語の意味を深く考える必要があるだろう。また、責めを負うという点では、HIV感染者に対して看護職は何ができたか、ハンセン病患者に対し、白衣を着た者が何をしてきたか、というような問にも答えていく必要がある。

第3の条件は「専門教育」である。この点については、ここ10年ほどの間に、大学教育・大学院教育を行う機関が急増し、条件を満たす体制は整いつつある。しかし専門職の要件を満たすためには、理論の体系化と専門教育、さらには人材の育成が必要であり、すべては始まったばかりというべきかもしれない。

参考文献

医療倫理 Q&A 刊行委員会編(1998). 医療倫理 Q&A. 東京: 太陽出版

最首悟(1998). 星子が居る 言葉なく語りかける重複傷害の娘との20年. 横浜: 世織書房

和辻哲郎(1934). 人間の学としての倫理学. 東京: 岩波書店

山崎正一、市川浩編(1970). 現代哲学事典: 講談社現代新書 225. 東京: 講談社

著者連絡先

〒 870-1201

大分県大分郡野津原町廻栖野 2944-9

大分県立看護科学大学 保健管理学的研究室

平野 互

hirano@oita-nhs.ac.jp